

## 1. 投稿資格

投稿者（筆頭著者）は、本会正会員または準会員に限る。ただし、共著者についてはこの限りでない。

## 2. 投稿条件と区分

投稿は下記の区分によるものとし、未発表のものに限る。ただし、日本造園学会支部大会等で発表されたものについてはこの限りではなく、投稿できるものとする。

- ① 論文：学術的価値の高い内容をもつ論文とし、オリジナルな研究成果をまとめた「研究論文」に、ある主題を論説した総説を含める。
- ② 短報：学術的研究・調査に関する報告とし、上記に準ずる内容をもち簡略かつ速報性を必要とするもの。研究成果をまとめた「研究報告」と調査結果をまとめた「調査報告」に分ける。

## 3. 投稿募集時期

募集は、年3回（7・11・3月）行う。

## 4. 使用する言語

投稿原稿の作成にあたって使用する言語については、日本語を原則とするが、留学生の会員等、日本語による投稿が困難な場合にのみ英語による執筆も認める。

## 5. 原稿の執筆

投稿時における頁数は、論文12頁以内、短報4頁以内とする。原稿の執筆は「ランドスケープ研究（オンライン論文集）執筆要領」に従うものとする。

## 6. 論文の掲載

論文集委員会は投稿の整理を行い、校閲委員の協力を得て原稿の採否を決定する。審査の結果、「採用」となった投稿原稿は、独立行政法人科学技術振興機構（JST）が運営する「科学技術情報発信・流通総合システム」（J-STAGE）で公開される電子ジャーナル『ランドスケープ研究（オンライン論文集）』に投稿区分別の受理日付順に掲載する。論文集委員会は著者の承諾を得て原稿の一部を変更することができるものとする。また投稿原稿は原則として返却しない。

## 7. 論文投稿料および論文掲載料

論文投稿時および掲載決定時に、投稿者（筆頭著者）は以下の費用を負担するものとする。

- ①論文投稿に際して（論文の採否にかかわらず、全ての投稿者が負担）

・論文投稿料 20,000 円（非課税）

※論文仮受付後に学会が指定する郵便口座に所定の期日までに送金すること。期日までに論文投稿料が納入されない場合は、投稿者が論文を取り下げたものとみなされ、校閲は行なわれない。また、送金の際には、オンライン投稿・査読システム上で発行される論文 ID、送金者と異なる場合には筆頭著者名を明記すること。

- ②掲載決定に際して（掲載が決定した論文の投稿者が負担）

・掲載料（全員）：著者1名あたり、10,000 円（消費税抜）。共同執筆の場合は、著者数分を掲載料とする。（例：3名共著の場合の論文掲載料は、10,000 円×3名=30,000 円+消費税）

※以上の費用について、採用通知書に記載された様式に従い、期日までに学会が指定する郵便口座に送金する。送金が確認されない限り最終原稿は受理されず、PDF化の手続きに進まない。送金の際には、オンライン投稿・査読システム上で発行される論文 ID、送金者と異なる場合には筆頭著者名を明記すること。

## 8. 原稿の送付および送付先

- ①原稿の投稿は、(公社)日本造園学会ホームページ (<http://www.jila-zouen.org/>) 内の「ランドスケープ研究（オンライン論文集）」募集案内ページにあるオンライン投稿・査読システム (<http://mc.manuscriptcentral.com/jila>) にて行う。投稿方法については「ランドスケープ研究（オンライン論文集）」募集案内ページにあるオンライン投稿マニュアルを参照すること。

- ②「論文」「短報」の区別、査読希望分野を下記から1つ選択し、オンライン投稿・査読システム上において明示すること。

査読希望分野：

「造園学原論および造園史」「造園材料・施工および管理」「造園計画（庭園計画、公園計画、風景計画）」

「都市および地方計画」「ランドスケープ・エコロジー」「情報処理・知覚」

- ③筆者は、審査中から採否が確定するまで、校正または事故等に備え、著者の責任において原文ファイルを管理・保存しておくこと。
- ④審査用原稿は、直接版下とするものではないが、執筆要領に示す形式に従い、刷上り体裁に準拠しかつ校閲可能な質のものとする  
こと。書式見本を学会ホームページ等よりダウンロードして使用することもできる。
- ⑤審査の結果掲載が決定した論文の原文原稿および図表は、採用通知書が届いた後、定める期限内に電子メールにて提出すること。  
提出がないときは掲載しない。
- ⑥原稿の送付先は下記とする。  
(公社) 日本造園学会事務局「論文集委員会」宛  
jila.hensyu@gmail.com

#### 9. 投稿者（筆頭著者）の校正

投稿者（筆頭著者）の校正は初校について行い、校正は誤植の訂正にとどめ、文章、図、表、写真の訂正および内容の変更は一切認めない。

#### 10. 著作権

- ①本学会が刊行する「ランドスケープ研究（オンライン論文集）」に掲載された論文の著作権は著作者に帰属する。
- ②前項の著作権の運用については本学会が代行する。但し、著作者が自己の著作物を利用する場合は、この限りではない。
- ③本規程は2019年10月1日から適用する。